

改正

平成11年3月18日規則第16号
平成12年3月21日規則第22号
平成17年3月31日規則第14号
平成17年9月6日規則第59号
平成19年3月30日規則第8号
平成19年3月30日規則第15号
平成21年3月27日規則第4号
平成25年3月29日規則第52号
平成26年3月31日規則第18号
平成27年5月8日規則第34号
令和4年1月25日規則第1号
令和6年3月29日規則第31号
令和7年3月31日規則第33号

岸和田市都市公園条例施行規則

岸和田市都市公園条例施行規則（昭和57年規則第5号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 特定公園施設の設置基準（第2条の2—第2条の7）
- 第3章 有料施設等の使用（第3条—第8条）
- 第4章 工作物等の保管等（第8条の2—第8条の5）
- 第5章 行為の許可、公園施設の設置許可等の申請書等の様式（第9条）
- 第6章 使用料（第10条—第13条）
- 第7章 雑則（第14条・第15条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、岸和田市都市公園条例（昭和41年条例第15号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

第2章 特定公園施設の設置基準

（園路及び広場の設置に係る基準）

第2条の2 条例第3条の7第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

（1）出入口は、次に掲げるとおりとすること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。

ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ オに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。

（2）通路は、次に掲げるとおりとすること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(3) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げるとおりとすること。

ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。

ウ 回り段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(4) 傾斜路（階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるとおりとすること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。

カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

（屋根付広場の設置に係る基準）

第2条の3 条例第3条の8第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

(2) 出入口には、次号に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(3) 出入口に地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

（休憩所及び管理事務所の設置に係る基準）

第2条の4 条例第3条の9第1項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

(2) 出入口には、次号に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(3) 出入口に地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(4) 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げるとおりとすること。

ア 幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

（野外劇場及び野外音楽堂の設置に係る基準）

第2条の5 条例第3条の10第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 出入口は、次に掲げるとおりとすること。
 - ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。
 - イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
 - ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- (2) 条例第3条の10第1号に規定する通路は、次に掲げるとおりとすること。
 - ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。
 - イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
 - ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
 - エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
 - オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
 - カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
- 2 条例第3条の10第2号に規定する車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧のための場所として規則で定める基準に適合するものは、次のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 幅が90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。
 - (2) 車椅子使用者が利用する際に支障となる段が設けられていないこと。
 - (3) 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子を使用する者の転落を防止するための設備が設けられていること。
- 3 条例第3条の10第2号の規則で定める数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。
 - (1) 野外劇場及び野外音楽堂の収容定員が200以下の場合 当該収容定員に50分の1を乗じて得た数
 - (2) 野外劇場及び野外音楽堂の収容定員が200を超える場合 100分の1を乗じて得た数に2を加えた数(駐車場の設置に係る基準)
- 第2条の6** 条例第3条の11に規定する車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車場施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)として規則で定める基準に適合するものは、次のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 幅が、350センチメートル以上であること。
 - (2) 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設が設けられていることが表示されていること。
- 2 条例第3条の11の規則で定める数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。
 - (1) 駐車場の全駐車台数が200以下の場合 当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数
 - (2) 駐車場の全駐車台数が200を超える場合 100分の1を乗じて得た数に2を加えた数(便所の設置に係る基準)
- 第2条の7** 条例第3条の12第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器が設けられていること。
 - (2) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。
- 2 条例第3条の12第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 出入口は、次に掲げるとおりとすること。
 - ア 幅は、80センチメートル以上とすること。
 - イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
 - ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
 - エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

オ 戸を設ける場合は、当該戸は、幅は、80センチメートル以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものとすること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(3) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した次に掲げる基準に適合した構造を有する便房を1以上設けること。

ア 出入口は、次に掲げるとおりとすること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(ウ) 当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する標識が設けられていること。

(エ) 戸を設ける場合は、当該戸は、幅は、80センチメートル以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものとすること。

イ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

ウ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

第3章 有料施設等の使用

(有料施設の使用の申請)

第3条 有料施設の使用に係る条例第7条に規定する市長（条例第25条第1項の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合においては、指定管理者とする。以下この章において同じ。）の許可（以下「有料施設の使用許可」という。）を受けようとするものは、別表に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(有料施設の使用許可申請書の様式)

第4条 前条の規定により次の各号に掲げる有料施設の専用使用の許可を申請しようとするものは、岸和田市都市公園有料施設使用許可申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(1) 中央公園のスポーツ広場、テニスコート、講習室又は多目的室

(2) 南公園の小体育館又は会議室

(3) 浜工業公園の球技広場1、球技広場2、テニスコート、トレーニング室、集会室又は会議室

(使用許可の特例)

第5条 中央公園プールの個人使用については、入場券の交付をもって有料施設の使用許可があったものとする。

第6条 削除

(附属設備の使用方法)

第7条 条例別表第4に定めるもののうち、冷暖房設備（中央公園の講習室、多目的室若しくは会議室又は浜工業公園の集会室若しくは会議室に設置するもの）又はマイクロホン設備を使用しようとするものは、有料施設の使用許可の申請と同時にこれら設備の使用に係る申請をし、これら設備の使用料（条例第25条第1項の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合においては、利用料金とする。）を納付しなければならない。

(特別の設備の設置許可の申請)

第8条 条例第11条第1項ただし書の規定により有料施設の使用に関し特別の設備を設けるため市長の許可を受けようとするものは、岸和田市都市公園有料施設内特別設備設置許可申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

第4章 工作物等の保管等

(工作物等を保管した場合の公示の場所等)

第8条の2 条例第16条の3第1項及び第3項の規則で定める場所は、岸和田市役所建設部公園緑地課とする。

2 条例第16条の3第3項の規則で定める保管工作物等一覧簿の様式は、様式第3号の2に規定するとおりとする。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第8条の3 条例第16条の5の規則で定める保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でない認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

第8条の4 市長は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札の日の前日から起算して少なくとも5日前までに、当該工作物等の名称又は種類、形状、数量その他の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

(1) 当該競争入札の執行の日時及び場所

(2) 契約条項の概要

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、やむを得ない理由があるときを除き、3人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に当該工作物等の名称又は形状、数量その他前項各号に掲げる事項をあらかじめ通知しなければならない。

3 市長は、前条ただし書の規定による随意契約により保管した工作物等を売却しようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、契約の性質により見積書を徴する必要がないと認めるものについては、この限りでない。

(工作物等を返還する場合の受領書の様式)

第8条の5 条例第16条の6の規則で定める受領書の様式は、様式第3号の3に規定するとおりとする。

第5章 行為の許可、公園施設の設置許可等の申請書等の様式

(申請書及び届出書の様式)

第9条 都市公園法（昭和31年法律第79号）及び条例の規定による次の各号に掲げる申請書及び届出書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 条例第4条第2項に規定する申請書 様式第4号

(2) 条例第14条第1項第1号に規定する申請書 様式第5号

(3) 条例第14条第1項第2号に規定する申請書 様式第6号

(4) 条例第14条第1項第3号に規定する申請書 様式第7号

(5) 条例第14条第2項に規定する申請書 様式第8号

(6) 条例第17条第1号に規定する届出書 様式第9号

(7) 条例第17条第2号及び第3号に規定する届出書 様式第10号

(8) 条例第17条第4号に規定する届出書 様式第11号

(9) 条例第17条第5号に規定する届出書 様式第12号

第6章 使用料

(預金口座振替による使用料の後納)

第10条 条例第20条ただし書の規定により、預金口座振替等によって有料施設の使用料を後納できる場合は、岸和田市公共施設予約システムに係る電子計算組織（以下「予約システム」という。）に利用者として登録されているものが岸和田市公共施設予約システムに係る電子計算組織（以下「予約システム」という。）を利用して有料施設を使用する場合に限るものとする。

(使用料の還付)

第11条 条例第21条第1項ただし書の規定により使用料（条例第25条第1項の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合においては、有料施設（有料施設の附属設備を含む。）の使用に係る使用料については、利用料金とする。以下この章において同じ。）を還付する場合は、次の各号に定めるところによる。

(1) 条例第18条に規定する使用料について、条例第13条の規定により利用を禁止し、又は制限した場合は、利用の禁止又は制限に係る部分について全額を還付する。

(2) 条例第20条に規定する使用料（以下「有料施設使用料」という。）について、条例第13条の規定により利用を禁止し、若しくは制限した場合又は雨天その他気象上の理由により有料施設の利用を禁止した場合は、利用の禁止又は制限に係る部分について全額を還付する。

(3) 有料施設使用料について、使用期日の22日前までに、自己の都合により、使用許可の取消しを申し出た場合は、全額を還付する。

(4) 有料施設使用料について、条例第9条の規定により使用の許可を取り消した場合は、取消しに係る部分について全額を還付する。

(5) 有料施設使用料について、有料施設の使用期日の21日前から前日までの間に自己の都合により、使用許可の取消しを申し出た場合は、半額を還付する。

(6) 有料施設の附属設備、備品等の使用料について、使用許可の取消しを申し出た場合は、全額を還付する。

2 使用料の還付を受けようとするものは、次の各号に掲げる区分により公園施設使用料還付申請書（様式第13号）を市長（条例第25条第1項の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合においては、有料施設（有料施設の附属設備を含む。）の使用に係るものについては、指定管理者とする。第13条において同じ。）に提出しなければならない。

（1） 前項第1号又は第2号に該当する場合はその利用の禁止又は制限がされた日以後10日以内に、前項第4号に該当する場合は使用許可が取り消された日以後10日以内に申請しなければならない。

（2） 前項第3号、第5号又は第6号に該当する場合は、使用許可の取消しを申し出た日に申請しなければならない。

（取消料）

第12条 予約システムを利用して有料施設の使用許可を申請し、当該申請に係る使用許可を受けたものが有料施設の使用期日の21日前から前日までの間に、自ら使用許可を受けた内容を取り消した場合においては、使用料の半額に相当する額を取消料として徴収する。

（使用料の減免等）

第13条 条例第22条の規定により使用料を免除し、又は減額することができる場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1） 本市又は本市の機関が主催し、又は共催する行事のために使用する場合 免除

（2） 次に掲げる者（以下この号及び次号において「要介護者」という。）が中央公園の駐車場1、駐車場2、駐車場3又は駐車場4を使用する場合（要介護者が自動車（車高2.3m未満のものに限る。以下この号において同じ。）を運転する場合又は要介護者以外の者が自動車を運転し、要介護者が同乗する場合に限る。） 免除（要介護者1人につき自動車1台を上限とし、かつ、30分を超え、2時間までの使用に係るものに限る。）

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

ウ 都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長から療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者

（3） 要介護者又は要介護者を介護する者（要介護者1人につき1人を上限とする。）が中央公園プールを使用する場合 使用料の5割の額を減額

（4） 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合 免除又は市長が別に定める額を減額

2 使用料の減免を受けようとする者は、公園施設使用料減免申請書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

第7章 雑則

（損害費用の負担）

第14条 公園施設の利用者は、利用者の責めに帰すべき理由により公園施設若しくは器具を損傷し、又は紛失したときは、その復元に要する費用を負担しなければならない。

（その他）

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成8年11月7日から施行する。ただし、改正後の岸和田市都市公園条例施行規則（以下「新規則」という。）第3条第2項、第4条第1号、第11条、第12条（総合体育館の使用料の還付については除く。）、第13条、別表第1及び別表第2中総合体育館に係る部分以外の規定並びに様式第1号の規定は、平成9年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 新規則第3条第2項、第4条第1号、第11条、第13条及び別表第2中総合体育館に係る部分以外の規定は、平成9年6月1日（総合体育館については平成9年7月1日）以後の特定施設の使用申請手続等について適用し、同日前の特定施設の使用申請手続等については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 新規別表第2の規定にかかわらず平成8年12月1日から平成9年1月31日までの総合体育館のメインアリーナ、サブアリーナ又は武道場の使用に係る使用申請期間等については、次のとおりとする。

抽選日・時刻	空き施設使用申請期間
平成8年11月5日午前10時から	平成8年11月6日から使用当日まで

- 4 新規別表第2の規定にかかわらず平成9年2月1日から平成9年6月29日までの総合体育館のメインアリーナ、サブアリーナ又は武道場の使用に係る使用申請期間等については、次のとおりとする。

抽選日・時刻	空き施設使用申請期間
使用日の属する月の3箇月前の20日(平成9年1月及び3月については21日)午後7時から	使用日の属する月の2箇月前の1日から使用当日まで

附 則 (平成11年3月18日規則第16号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の岸和田市都市公園条例施行規則別表第3第2項及び第3項の規定は、平成11年4月1日以後の岸和田市総合体育館の附属設備、備品等の使用に係る使用料について適用し、同日前の附属設備、備品等の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年3月21日規則第22号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日規則第14号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月6日規則第59号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の都市公園条例施行規則第4条の規定により提出された申請書(岸和田市総合体育館に係るものを除く。)は、改正後の都市公園条例施行規則第4条の規定による岸和田市都市公園特定施設使用許可申請書とみなす。

附 則 (平成19年3月30日規則第15号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に岸和田市規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成25年3月29日規則第52号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岸和田市都市公園条例施行規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、この規則による改正後の岸和田市都市公園条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成26年3月31日規則第18号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年5月8日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 1 月 25 日規則第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にされた有料施設の使用に係る申請であつて、この規則による改正前の岸和田市都市公園条例施行規則（以下「旧規則」という。）第 3 条第 2 項の規定の適用があるものに対する旧規則第 10 条及び第 12 条の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日規則第 31 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日規則第 33 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

- 1 抽選の方法により使用者を決定する施設とその申請期間

都市公園名	有料施設名使用区分	抽選申込み期間	抽選日	抽選当選者使用申請期間	空き施設使用申請期間
中央公園	テニスコート スポーツ広場	使用日の属する 月の 2 箇月前の 10 日～19 日	使用日の属する 月の 2 箇月前の 20 日	使用日の属する 月の 2 箇月前の 21 日～28 日	使用日の属する 月の前月の 1 日 から使用当日ま で
浜工業公園	テニスコート 球技広場 1 球技広場 2				

- 2 使用申込みの先着順で使用者を決定する施設とその申請期間

都市公園名	有料施設名使用区分		使用申請期間
中央公園	管理棟	講習室 多目的室	使用日の属する月の一箇月 前の 1 日から使用当日まで
南公園	小体育館 会議室		使用日の属する月の一箇月 前の 1 日から使用当日まで
浜工業公園	管理棟	トレーニング室 集会室 会議室	使用日の属する月の一箇月 前の 1 日から使用当日まで

年 月 日

〔 岸和田市長 〕 様
〔 指定管理者 〕

申請者住所

団体名

責任者氏名

電話

都市公園有料施設を使用したいので、下記のとおり申請します。

記

使用日時				
都市公園名及び使用施設				
使用目的				
使用内容				
使用人数				人
(使用料・利用料金)	施設	冷暖房	器具	計
	円	円	円	円

領収控

領収日付印

年 月 日

〔岸和田市長〕
〔指定管理者〕

様

申請者住所
申請者氏名
（団体の場合は、団体名及び代表者氏名）
電話

都市公園有料施設の使用に関し、下記のとおり特別の設備を設置したいので申請します。

記	
設置日時	
使用する有料施設	
設置場所	
設置する設備の概要	
設置及び撤去の方法	

備考 設置する設備の概要並びに設置及び撤去の方法についてこの用紙に記載しきれない場合は、別紙に記載のうえ提出してください。また、設備の概要等について図面、写真等を添付していただく場合があります。

様式第3号の2（第8条の2関係）

[illegible]

受領書		年 月 日
岸和田市長 様		
返還を受ける者		
住 所		
氏 名 印		
下記のとおり工作物等又はこれに代わる現金の返還を受けました。		
記		
返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受けた 工作物等	整理番号	
	名称又は種類	
	形状又は特徴	
	数 量	
上記物件に代えて 返還を受けた金額		

備考 氏名の記載を自筆で行う場合においては、押印を省略することができる。

公園（緑地）内行為許可申請書

年 月 日

岸和田市長 様

申請者住所
団体名
責任者氏名
電話

公園（緑地）内において、下記の行為をしたいので申請します。

記

都市公園名及び行為を行う 公園施設	
行為の目的	
行為の期間	
行為の内容	
備考	

公園施設設置許可申請書

年 月 日

岸和田市長 様

申請者住所
団体名
責任者氏名
電話

公園施設を設置したいので、下記のとおり申請します。
記

都市公園名及び設置する公園施設の種類及び構造	
設置する公園施設の面積	
設置目的	
設置期間	
管理方法	
工事の実施方法	
工事の着手・完了の時期	
公園の原状回復の方法	
備考	

公園施設管理許可申請書

年 月 日

岸和田市長 様

申請者住所
団体名
責任者氏名
電話

公園施設を管理したいので、下記のとおり申請します。

記

都市公園名及び管理する公園施設	
管理の目的	
管理の期間	
管理の方法	
備考	

様式第7号（第9条関係）
公園施設の設置又は管理の許可を受けた事項の変更許可申請書

年 月 日

岸和田市長 様

申請者住所
団体名
責任者氏名
電話

年 月 日付け岸和田市指令第 号により許可を受けた公園施設の設置（管理）許可について、下記のとおり変更の許可を受けたいので申請します。

記

変更する事項	
変更する理由	
備考	

都市公園占用許可申請書

年 月 日

岸和田市長 様

申請者住所
団体名
責任者氏名
電話

都市公園を占用したいので、下記のとおり申請します。

記

都市公園名及び占用施設	
占用数量	
物件の構造	
占用の目的	
占用の内容	
占用の期間	
工事の実施方法	
工事の着手・完了の時期	
原状回復の方法	
備考	

公園施設の設置（都市公園の占用）工事完了届出書

年 月 日

岸和田市長 様

届出者 住所
団体名
責任者氏名
電話

年 月 日付け岸和田市指令第 号により許可を受けた公園施設の設置（都市公園の占用）に関する工事が完了したので、下記のとおり届け出ます。

記

工事を完了した都市公園及びその公園施設	
工事を完了した年月日	
備考	

公園施設の設置（管理）
都市公園の占用

廃止及び原状回復届出書

年 月 日

岸和田市長 様

届出者

住所

団体名

責任者氏名

電話

年 月 日付け岸和田市指令第 号により許可を受けた公園施設の設置（公園施設の管理又は都市公園の占用）を廃止し、又は原状回復したので、下記のとおり届け出ます。

記

廃止又は原状回復した 都市公園名及び公園施設	
廃止又は原状回復した 年月日	
備考	

都市公園を構成する土地物件の所有権の移転等届出書

年 月 日

岸和田市長 様

届出者 住所
団体名
責任者氏名
電話

私所有の は、下記のとおり（所有権を移転、抵当権を設定、抵当権を移転）したので届け出ます。

記

都市公園名	
所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転した土地、物件	
所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転した年月日	
譲受人又は抵当権者の住所及び氏名	
所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転した理由	
備考	

備考

- 1 売買による場合はその売買契約書及び登記書の写しを、相続による場合は戸籍謄本をそれぞれ添付すること。
- 2 抵当権を設定し、又は移転した場合は、契約書の写しを添付すること。

法第11条第1項又は第2項の規定に基づく措置完了届出書

年 月 日

岸和田市長 様

届出者 住所
団体名
責任者氏名
電話

年 月 日付け岸和田市指令第 号による命令に係る措置について、下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

措置を完了した都市公園名及び公園施設	
措置を完了した年月日	
措置の内容	
備考	

公園施設（使用料・利用料金）還付申請書

年 月 日

〔岸和田市長〕
〔指定管理者〕 様

申請者住所
団体名
責任者氏名
電話

（使用料・利用料金）の還付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

都市公園名及び使用施設	
使用年月日	
使用中止理由	
既納額	円
還付率	%
還付申請額	円
備考	

公園施設（使用料・利用料金）減免申請書

年 月 日

〔岸和田市長〕 様
〔指定管理者〕

申請者住所
団体名
責任者氏名
電話

（使用料・利用料金）の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

都市公園名及び使用施設	
使用の目的	
使用の日時	
主催、共催、後援団体名	
備考	